

# 公立大学法人富山県立大学教職員給与規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 29 条の規定により、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に勤務する常勤の教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 教職員の給料は、公立大学法人富山県立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表(別表第 1)
- (2) 教育職給料表(別表第 2)
- (3) 技能労務職給料表(別表第 3)

2 前項の給料表は、学長以外のすべての教職員に適用する。

3 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

4 教職員の職務の級は、別に定める基準に従い決定する。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第 4 条 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

3 教職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規程により教職員（次項に規定する教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級

数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号級数を4号給（行政職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 5 55歳以上の教職員で別に定めるものの第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じ別に定める基準に従い決定するものとする。
- 6 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。
- 9 就業規則第24条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額（以下「再雇用給料月額」という。）とし、再雇用教職員のうち短時間勤務の職を占める者（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、再雇用給料月額に勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（学長の給料月額）

第5条 学長の給料月額は、別表第4に定める。

（給料の支給）

第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、一給与期間につき、給料月額の全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、毎月15日とし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、当該給与期間内の日のうち別に定める日に支給する。ただし、特に必要があるときは、理事長はこれを変更することができる。

第7条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期

間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第8条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第9条 管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に定めるものについて、その特殊性に基づき、適正な管理職手当を定めることができる。

2 前項の規定による管理職手当は同項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員(以下「行9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級で

あるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに教職員となった者に扶養親族（行9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（行9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（行9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行9級以上職員等以外の教職員から行9級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配

偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級以上職員等が行9級以上職員等以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級以上職員等以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で行9級以上職員等以外のものが行9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で行8級職員等及び行9級以上職員等以外のものが行8級職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第 11 条の 2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に在勤する職員（国又は地方公共団体から派遣された職員に限る）に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 7 級地 100 分の 3

(住居手当)

第 12 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 9,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（富山県又は法人が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）

(2) 第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（富山県又は法人が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 9,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住宅手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第 1 号に掲げる教職員のうち第 2 号に掲げる教職員でもあるものについては、第 1 号に掲げる額及び第 2 号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額 20,000 円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から 9,000 円を控除した額

イ 月額 20,000 円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から 20,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円）を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる教職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 月当たりの運賃等相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第 2 号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再雇用短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)
  - ア 自転車を使用する教職員(ウに掲げる教職員を除く。) 別表第 5

に掲げる自転車の使用距離の区分に応じた、同表に定める額

イ 自動車等のうち自転車以外のもの（以下「自転車以外の交通の用具」という。）を使用する教職員（ウに掲げる教職員を除く。）別表第6に掲げる自転車以外の交通の用具の使用距離の区分に応じた、同表に定める額

ウ 自転車及び自転車以外の交通の用具を併せて使用する教職員 それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額（その額が自転車及び自転車以外の交通の用具の片道の使用距離を自転車以外の交通の用具のみを使用して通勤するものとした場合に支給されることとなる額を超えるときは、当該自転車以外の交通の用具のみを使用して通勤するものとした場合に支給されることとなる額）

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる教職員で、駐車場（別に法人が定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、同号に定める額に3,000円を超えない範囲内で当該駐車場の1月当たりの駐車料金の額を考慮して別に定める額を加算した額とする。

4 勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前項の規定は、地方公務員その他別に定める者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、教職員となる直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車料金に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第14条 在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、勤務箇所の移転の直前の住居から勤務箇所の

移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円(別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

3 地方公務員その他別に定める者から引き続き教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、教職員となる直前の住居から教職員となった直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第15条 特殊勤務手当の種類並びに特殊勤務手当の支給を受ける教職員の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(給与の減額)

第16条 教職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 勤務時間等規程第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合

(2) 勤務時間等規程第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)である場合

(3) 勤務時間等規程第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程

第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合

- (4) 勤務時間等規程第 11 条に規定する休暇による場合
- (5) その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合  
(時間外勤務手当)

第 17 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に法人が定める割合」とあるのは「100 分の 100」とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第 3 条第 2 項及び第 3 項により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(別に定める時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項(第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて

得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規程第3条第1項、及び第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
  - (2) 勤務時間等規程第4条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(別に定める時間を除く。) 100分の50
- 5 勤務時間等規程第8条第1項に 規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する別に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合
  - (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に規定する別に定める割合を減じた割合
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

(端数計算)

第 19 条 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 17 条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 20 条 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第 17 条及び第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、次に掲げる額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(1) 給料の月額

(2) 地域手当その他別に定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において別に定める額

(管理職員特別勤務手当)

第 21 条 次に掲げる教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 第 9 条第 1 項の規定に基づき別に定める職を占める教職員

(2) 学長

2 前項に規定する場合のほか、同項第 1 号に掲げる教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、同項第 1 号に掲げる教職員にあつては 12,000 円を超えない範囲内において別に定める額、同項第 2 号に掲げる教職員にあつては当該額のうち最高のものに 100 分の 150 を乗じて得た額とする。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な次項は、別に定める。

(特定の教職員についての適用除外)

第22条 第8条から第12条まで、第17条及び第18条の規定は、学長には適用しない。

2 第17条及び第18条の規定は、第9条第1項に規定する職にある教職員には適用しない。

3 第10条から第12条までの規定は、再雇用教職員には適用しない。  
(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条まで及び附則第10項第2号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第25条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した教職員(第28条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの(これらの職員のうち、別に法人が定める職員を除く。第26条及び附則第14項において「特定管理職員」という。)にあつては6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額、学長にあつては6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の77.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の32.5」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の42.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第10項第2号において同じ。)において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに学長については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第53条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された教職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第

3 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに 当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第 26 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び附則第 10 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これら

の基準日前 1 月以内に退職し、若しくは就業規則第 25 条第 2 項第 1 号の規定に該当して解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第 10 項第 3 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に 100 分の 90(特定管理職員にあつては、100 分の 110)を乗じて得た額の総額

イ 学長 学長の勤勉手当基礎額に 100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 42.5(特定管理職員にあつては、100 分の 52.5)を乗じて得た額の総額

イ 学長 学長の勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第 23 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 26 条第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 24 条各号列記以外の部分中「前条第 1 項」とあるのは「第 26 条第 1 項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(第 26 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と、同条第 4 号中「期末手当」とあるの

は「勤勉手当」と、第 25 条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支給方法)

第 27 条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第 28 条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項に規定する通勤及び別に定めるこれに準ずる通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 教職員が、結核性疾患にかかり就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 教職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 教職員が就業規則第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 就業規則第 16 条第 1 項の規定により休職にされた教職員には、前 4 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第 23 条第 1 項に規定する基準日前 1 月以内に退職し、若しくは就業規則第 25 条第 2 項第 1 号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第 23 条第 1 項の規定により別に定める日に、第 2 項又は第 3 項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。この場合において、第 24 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 6 項」と読み替えるものとする。

(給与の支払)

第 29 条 給与の支払は、教職員の申出により、口座振替によることができ

る。

(給与からの控除)

第 30 条 給与の支給に際しては、その支給額から次に掲げるものの額に相当する額を控除するものとする。

- (1) 源泉徴収に係る所得税額その他法令の規定により定められた額
  - (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定による協定により控除することと定められたものの額
- (委任)

第 31 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）並びに公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成 13 年富山県条例第 52 号）の規定により富山県から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料表の適用については、別に発令されない限り、当該承継又は派遣の日の前日（以下単に「前日」という。）に富山県職員として適用されていた給料表の区分に従い次の表のとおりとし、級号給の適用については、前日に適用されていた級号給と同一の級号給（派遣の日に級号給に変更がある職員にあっては、変更後の級号給）とする。

富山県職員として適用されていた給料表	新たに適用される給料表
行政職給料表	行政職給料表
教育職給料表(1)	教育職給料表
技能労務職給料表	技能労務職給料表

3 承継教職員及び派遣職員で、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける富山県職員として在職したならば富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年富山県条例第 72 号）附則第 5 条の規定による給料を支給されることとなる者に対しては、同条の規定に準じて当該給料を支給する。

4 前項の規定による給料を支給される教職員に関する第 8 条第 2 項及び第 23 条第 5 項（第 26 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 8 条第 2 項中「調整前

における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第3項の規定による給料の額との合計額」と、第23条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

- 5 承継教職員及び派遣職員の手当の認定については、前日に富山県職員として給与条例その他の給与に関する規程（以下「給与条例等」という。）により認定を受けていた内容に特段の変更が無い限り、当該同一の内容をもって認定を受けたものとみなす。
- 6 承継教職員、派遣職員及び臨時職員が法人の教職員になった日以降初めての期末手当及び勤勉手当の支給日における在職期間の計算については、富山県職員としての在職期間を通算する。
- 7 給与条例適用を受ける富山県職員として在職したならば、富山県一般職の職員等の給与に関する条例及び富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成24年富山県条例第87号）による改正前の給与条例第10条の5第1項第2号に該当する教職員については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り「600円」の住居手当を支給する。
- 8 当分の間、第16条の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に法人が定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇（勤務時間規程第14条に規定する病気休暇をいう。以下この項において同じ。）又は当該措置の開始の日から起算して90日（別に法人が定める場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。
- 9 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教職員（再雇用教職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 給料月額 当該特定教職員の給料月額（当該特定教職員が前項の規

定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)に100分の0.5を乗じて得た額(当該特定教職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項及び附則第11項から第13項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定教職員の給料月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項並びに附則第11項及び第12項において「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額(第23条第5項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に法人が定める管理又は監督の地位にある教職員(以下この号において「管理監督教職員」という。)にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額(第26条第4項において準用する第23条第5項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に法人が定

める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に法人が定める管理又は監督の地位にある教職員(以下この号において「管理監督教職員」という。))にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第 13 項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第 26 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 0.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第 4 項において準用する第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で別に法人が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第 13 項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第 26 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(4) 第 28 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 28 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 28 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号及び第 2 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 28 条第 4 項 第 1 号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 28 条第 6 項 第 2 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6 級
教育職給料表	5 級

10 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に法人が定める。

11 附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 20 条第 1 項の

規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に法人が定める時間を減じたもので除して得た額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に法人が定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 12 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第17条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びその他の別に法人が定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において別に法人が定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に法人が定める時間を減じたもので除して得た額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びその他の別に法人が定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において別に法人が定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に法人が定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 13 附則第9項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員で附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.45(特定管理職員にあつては、100分の0.55)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90(特定管理職員にあつては、100分の110)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 14 承継教職員及び派遣職員で、給与条例の適用を受ける富山県職員として在職したならば給与条例附則第22項の規定による給料を支給されることとなる者に対しては、同条の規定に準じて当該給料を支給する。
- 15 平成30年3月31日までの間における第14条第2項の規定の適用については、第14条第2項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。
- 16 承継教職員で、給与条例の適用を受ける富山県職員として在職したならば給与条例附則第19項の規定の適用を受ける者に対しては、附則第2項により決定された級号給の1号給上位の級号給(承継の日に昇格する者にあつては、昇格後の級号給の1号給上位の級号給)とする。
- 17 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条

例（平成 27 年富山県条例第 3 号）第 6 条に基づき廃止される前の富山県立大学において学長であった承継教職員が、この規程の施行の日において学長となる場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、別表第 4 の適用については、別表第 4 中「965,000 円」を「984,000 円」とする。

- 18 附則第 2 項から第 6 項の規定は、人事交流等により富山県を退職し、引き続き教職員となった者について準用する。
- 19 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、月額 939 円（附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 20 前項の規定が適用される間、附則第 14 項の規定の適用を受ける者については、給与条例附則第 24 項の規定を準用する。
- 21 附則第 19 項の規定が適用される間、附則第 4 項の規定の適用については、「前項」とあるのは「前項及び附則第 19 項」と、「給料月額と附則第 3 項の規定による給料の額との合計額」とあるのは「給料月額と附則第 3 項の規定による給料の額と附則第 19 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 22 前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する
- 2 改正後の第 26 条第 2 項の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の附則第 19 項から第 21 項並びに改正後の別表第 1 から別表第 4 は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 改正後の各規定を適用する場合には、改正前の各規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規定による給与の内払とみなす。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 日から施行する
- 2 改正後の第 26 条第 2 項の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

- 3 改正後の別表第1から別表第3は平成28年4月1日から適用する。
- 4 改正後の各規定を適用する場合においては、改正前の各規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規定による給与の内払とみなす。
- 5 前4項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成32年3月31までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第10条第3項及び第11条の規定の適用については次の票の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員(以下「行8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、 同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円)

<p>第 11 条第 1 項</p>	<p>扶養親族(行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等</p>	<p>扶養親族</p>
	<p>その旨</p>	<p>その旨(新たに教職員となつた者に扶養親族がある場合又は教職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)</p>
<p>第 11 条第 1 項第 1 号</p>	<p>場合(行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)</p>	<p>場合</p>
<p>第 11 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)</p>	<p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある</p>

		教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第11条第2項	扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等以外の教職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行9級以上職員等以外の教職員から行9級以上職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等となつた日	死亡した日
第11条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる

		事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る

		ものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第 11 条第 3 項第 2 号	扶養親族(行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族

3 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、10 条第 1 項ただし書及び第 11 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教職員(以下「行 8 級職員等」という。)にあつては、3,500 円)、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族(行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合(行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族(行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級以上職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級以上職員等以外の教職員から行 9 級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とある

のは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行8級職員等」とあるのは「行8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」がある場合、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級以上職員等以外の教職員から行9級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行8級職員等が行8級職員等及び行9級以上職員等」とあるのは「行8級以上職員等が行8級以上職員等」と、同項第6号中「行8級職員等及び行9級以上職員等」とあるのは「行8級以上職員等」と、「が行8級職員等」とあるのは「が行8級以上職員等」とする。

5 前4項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月13日から施行する
- 2 改正後の第26条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の別表第1から別表第3は平成29年4月1日から適用する。
- 4 改正後の各規定を適用する場合においては、改正前の各規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規定による給与の内払とみなす。
- 5 前4項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000

18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			

54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					

90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		29,8500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								

再任用 職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない教職員に適用する。

別表第 2

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100
9	186,900	229,300	293,900	343,300	422,900
10	189,700	231,700	296,400	346,300	425,400
11	192,400	234,100	298,800	349,400	427,800
12	195,100	236,500	301,400	352,700	430,100
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800
21	212,700	260,300	320,300	373,800	449,900
22	214,600	263,300	322,800	375,900	452,200
23	216,500	266,200	325,400	378,000	454,600
24	218,400	269,100	328,200	380,000	456,900
25	220,400	271,900	330,300	381,700	458,900
26	222,500	274,500	332,500	383,500	461,100
27	224,600	277,000	334,700	385,400	463,200
28	226,700	279,700	337,200	387,300	465,400
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100

33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700
39	247,700	305,000	360,800	405,700	488,600
40	249,300	306,700	362,700	407,200	490,500
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000
45	257,600	312,100	372,100	414,500	499,900
46	259,100	313,200	373,900	416,100	501,700
47	260,800	314,100	375,500	417,500	503,500
48	262,200	315,200	377,300	419,100	505,400
49	263,600	316,200	379,000	420,500	507,100
50	264,400	317,300	380,600	421,800	508,800
51	265,000	318,200	382,400	423,100	510,600
52	265,900	319,100	384,100	424,400	512,500
53	266,600	320,300	385,300	425,100	514,100
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700
55	268,200	322,400	388,200	427,000	517,400
56	269,100	323,400	389,800	427,900	519,000
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400
61	274,200	328,600	396,700	432,400	525,600
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600
63	276,300	330,700	399,600	434,300	527,600
64	277,300	331,800	401,100	435,400	528,600
65	278,200	332,700	402,100	436,300	529,200
66	279,100	333,800	403,200	437,300	530,100
67	280,200	334,600	404,200	438,300	531,000
68	281,300	335,700	405,300	439,200	531,900

69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800
73	286,300	340,200	409,600	444,100	535,500
74	287,400	341,200	410,500	445,000	536,000
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800
76	289,500	343,200	412,100	446,900	537,400
77	290,200	344,200	412,800	447,700	537,900
78	291,200	345,200	413,200	448,200	
79	292,200	346,100	413,500	448,900	
80	293,100	347,000	413,800	449,500	
81	294,100	348,000	414,100	450,300	
82	295,000	349,000	414,400	451,000	
83	295,900	350,000	414,600	451,300	
84	296,800	351,000	414,900	451,900	
85	297,500	351,600	415,200	452,300	
86	298,300	352,200	415,500	452,600	
87	299,100	352,800	415,800	452,900	
88	300,000	353,400	416,100	453,200	
89	300,600	354,000	416,300	453,500	
90	301,200	354,400	416,600		
91	301,900	354,800	416,900		
92	302,500	355,300	417,200		
93	303,200	355,800	417,400		
94	303,800	356,200	417,700		
95	304,400	356,700	418,000		
96	305,000	357,200	418,300		
97	305,700	357,800	418,500		
98	306,300	358,300	418,800		
99	306,900	358,700	419,100		
100	307,500	359,200	419,300		
101	307,900	359,600	419,500		
102	308,200	360,100	419,800		
103	308,500	360,400	420,100		
104	308,900	360,900	420,300		

105	309,200	361,400	420,500		
106	309,600	361,800			
107	309,900	362,300			
108	310,200	362,800			
109	310,600	363,200			
110	310,900	323,700			
111	311,300	364,200			
112	311,700	364,600			
113	312,000	365,000			
114	312,400	365,400			
115	312,700	365,900			
116	313,000	366,300			
117	313,200	366,700			
118	313,500	367,100			
119	313,900	367,600			
120	314,300	368,000			
121	314,500	368,300			
122	314,800	368,700			
123	315,200	369,200			
124	315,600	369,500			
125	315,800	369,900			
126	316,000	370,400			
127	316,300	370,900			
128	316,700	371,300			
129	316,900	371,700			
130	317,200				
131	317,600				
132	317,800				
133	318,000				
134	318,300				
135	318,700				
136	318,900				
137	319,000				
138	319,200				
139	319,500				
140	319,800				

141	320,200				
142	320,500				
143	320,800				
144	321,100				
145	321,500				
146	321,800				
147	322,000				
148	322,300				
149	322,700				
150	323,000				
151	323,300				
152	323,500				
153	323,800				
154	324,100				
155	324,400				
156	324,700				
157	324,900				
再任用 職員	234,800	282,000	293,000	314,900	398,900

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務職員に適用する。

別表第3

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900	248,200
2	128,800	180,700	202,300	249,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500
4	130,700	183,700	205,000	251,700
5	131,700	185,000	206,300	252,600
6	132,700	186,500	207,700	253,900
7	133,700	187,900	209,100	255,000
8	134,700	189,300	210,500	256,200
9	135,500	190,700	211,900	257,300
10	136,500	191,900	213,500	258,400
11	137,500	193,200	215,100	259,600
12	138,600	194,300	216,500	260,800
13	139,400	195,500	217,800	261,800
14	140,400	196,600	219,300	262,900
15	141,400	197,700	220,800	263,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900
17	143,500	199,900	223,100	266,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200
19	145,900	202,000	224,800	268,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200
21	148,200	204,000	226,700	270,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300
23	150,600	206,200	229,500	272,400
24	151,800	207,200	230,600	273,400
25	153,000	208,100	232,100	274,400
26	154,500	209,000	233,400	275,500
27	156,000	209,700	234,700	276,600
28	157,500	210,600	236,000	277,700
29	158,900	211,500	237,100	278,600
30	160,400	212,700	238,300	279,700
31	161,900	213,700	239,600	280,700
32	163,400	214,600	240,800	281,700

33	164,900	215,300	241,900	282,600
34	166,700	216,500	243,200	283,500
35	168,500	217,600	244,300	284,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300
38	173,800	220,800	248,000	287,200
39	175,500	222,000	249,300	288,100
40	177,200	223,100	250,600	289,000
41	178,800	224,000	251,600	289,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700
45	184,500	228,400	256,200	293,400
46	185,900	229,500	257,300	294,300
47	187,300	230,600	258,500	295,200
48	188,700	231,600	259,500	296,100
49	190,000	232,600	260,700	296,800
50	191,200	233,700	261,900	297,400
51	192,300	234,800	263,100	298,100
52	193,500	236,000	264,000	298,900
53	194,600	237,100	265,100	299,500
54	195,700	238,100	266,200	300,300
55	196,800	239,000	267,400	301,000
56	197,900	239,800	268,600	301,700
57	199,000	240,800	269,500	302,400
58	200,000	241,800	270,500	303,100
59	201,000	242,800	271,600	303,900
60	202,000	243,700	272,600	304,600
61	203,100	244,700	273,700	305,200
62	204,000	245,600	274,800	305,900
63	204,900	246,500	275,700	306,600
64	205,800	247,400	276,800	307,300
65	206,500	248,200	277,700	307,800
66	207,300	249,000	278,500	308,300
67	208,000	249,800	279,300	308,900
68	208,800	250,500	280,100	309,500

69	209,200	251,300	280,900	310,100
70	209,800	251,900	281,700	310,500
71	210,100	252,400	282,500	311,000
72	210,700	252,900	283,200	311,500
73	211,000	253,100	284,000	311,800
74	211,600	253,500	284,700	312,300
75	212,100	254,000	285,500	312,800
76	212,900	254,500	286,300	313,200
77	213,100	255,000	286,900	313,400
78	213,800	255,400	287,400	313,700
79	214,300	255,900	287,900	314,000
80	214,900	256,400	288,300	314,300
81	215,600	256,700	288,700	314,600
82	216,100	257,000	289,100	314,900
83	216,700	257,300	289,600	315,200
84	217,400	257,600	290,100	315,500
85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	
103	227,500	262,700	298,700	
104	228,100	263,000	299,000	

105	228,500	263,200	299,300	
106	229,000	263,400	299,700	
107	229,500	263,700	300,100	
108	229,900	263,900	300,500	
109	230,100	264,200	300,800	
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	
125		268,200	305,100	
126		268,500	305,400	
127		268,800	305,700	
128		269,100	305,900	
129		269,200	306,100	
130		269,500	306,400	
131		269,800	306,700	
132		270,100	306,900	
133		270,200	307,100	
134		270,500		
135		270,800		
136		271,100		
137		271,200		
再任用職員	192,800	203,900	222,400	243,200

備考 この表は技能労務従事者に適用する。

別表第 4

職名	給料月額
学長	965,000 円

別表第 5

自転車を使用する職員

使用距離	通勤手当額
	円
3km 未満	2,000
3km 以上 4km 未満	2,420
4km 以上 5km 未満	2,840
5km 以上 6km 未満	3,260
6km 以上 7km 未満	3,680
7km 以上	4,100

別表第 6

自転車以外の交通の用具を使用する職員

使用距離	通勤手当額	使用距離	通勤手当額	使用距離	通勤手当額
3km 未満	円 2,610	22km 以上 23km 未満	円 13,810	42km 以上 43km 未満	円 24,990
3km 以上 4km 未満	3,170	23km 以上 24km 未満	14,370	43km 以上 44km 未満	25,540
4km 以上 5km 未満	3,730	24km 以上 25km 未満	14,930	44km 以上 45km 未満	26,090
5km 以上 6km 未満	4,290	25km 以上 26km 未満	15,490	45km 以上 46km 未満	26,640
6km 以上 7km 未満	4,850	26km 以上 27km 未満	16,050	46km 以上 47km 未満	27,190
7km 以上 8km 未満	5,410	27km 以上 28km 未満	16,610	47km 以上 48km 未満	27,740
8km 以上 9km 未満	5,970	28km 以上 29km 未満	17,170	48km 以上 49km 未満	28,290
9km 以上 10km 未満	6,530	29km 以上 30km 未満	17,730	49km 以上 50km 未満	28,840

10km 以上 11km 未滿	7,090	30km 以上 31km 未滿	18,290	50km 以上 51km 未滿	29,390
11km 以上 12km 未滿	7,650	31km 以上 32km 未滿	18,850	51km 以上 52km 未滿	29,940
12km 以上 13km 未滿	8,210	32km 以上 33km 未滿	19,410	52km 以上 53km 未滿	30,490
13km 以上 14km 未滿	8,770	33km 以上 34km 未滿	19,970	53km 以上 54km 未滿	31,040
14km 以上 15km 未滿	9,330	34km 以上 35km 未滿	20,530	54km 以上 55km 未滿	31,590
15km 以上 16km 未滿	9,890	35km 以上 36km 未滿	21,090	55km 以上 56km 未滿	32,140
16km 以上 17km 未滿	10,450	36km 以上 37km 未滿	21,650	56km 以上 57km 未滿	32,690
17km 以上 18km 未滿	11,010	37km 以上 38km 未滿	22,210	57km 以上 58km 未滿	33,240
18km 以上 19km 未滿	11,570	38km 以上 39km 未滿	22,770	58km 以上 59km 未滿	33,790
19km 以上 20km 未滿	12,130	39km 以上 40km 未滿	23,330	59km 以上 60km 未滿	34,340
20km 以上 21km 未滿	12,690	40km 以上 41km 未滿	23,890	60km 以上	34,890
21km 以上 22km 未滿	13,250	41km 以上 42km 未滿	24,400		